

記入日 年 月 日

対象者氏名

申告者氏名

新宮市家族介護用品支給事業 申告書

本申告書は、前年度に本事業の利用実績が無い方が、初回申請する際に添付して下さい。

(前年度に利用実績がある場合は、添付不要)

以下の全ての問いについて、該当するものに○を記入して下さい。

1. 排尿動作

・ズボンやパンツ等の上げ下げ、トイレや尿器への排尿、陰部の清拭、水洗等による後始末、オムツやリハビリパンツ、尿とりパットの交換・廃棄、抜去したカテーテルの後始末の一連の行為をいう。 排尿後の後始末としての掃除は含まれるが、日常的な清掃は含まない。			
問1	排尿動作は、どこで行っていますか。		トイレやポータブルトイレで行う。
			オムツやリハビリパンツ、パットで行う。
			人工透析のため排尿無し。
問2	排尿動作を行う場合、声かけや見守り、介助(以下、「介助等」という。)が必要ですか。 ※尿意の有無は問わない。 ※トイレ移動における身体介助等は含まない。 ※体調変動等がある場合は、一番多くみられる状態で判断する。		介助等を必要とせず、自分自身で全て行える。
			介助等が必要。 ※声かけ、見守り、介助の量は不問。 認知症等により自己判断ができない場合を含む。
問3	排尿動作において福祉用具(補装具、介護用品等)や器具類を使用している場合、福祉用具や器具類を使用し排尿を行う際に、介助等が必要ですか。		用具等の準備から後始末まで介助等を必要とせず、自分自身で全て行える。
			介助等が必要。 ※声かけ、見守り、介助の量は不問。

2. 排便動作

・ズボンや下着の上げ下げ、トイレへの排便、肛門の清拭、水洗等による後始末、オムツやリハビリパンツ、尿とりパットの交換・廃棄、ポータブルトイレ使用後の掃除、ストーマ(人工肛門)の処理における一連の行為を排便動作という。 排便後の後始末としての掃除は含まれるが、日常的な清掃は含まない。			
問4	排便動作は、どこで行っていますか。		トイレやポータブルトイレで行う。
			オムツで行う。
			ストーマ(人工肛門)を使用。
			摘便により行う。
問5	排便動作を行う場合、声かけや見守り、介助(以下、「介助等」という。)が必要ですか。 ※尿意の有無は問わない。 ※トイレ移動における身体介助等は含まない。 ※体調変動等がある場合は、一番多くみられる状態で判断する。		介助等を必要とせず、自分自身で全て行える。
			介助等が必要。 ※声かけ、見守り、介助の量は不問。 認知症等により自己判断ができない場合を含む。
問6	排便動作において福祉用具(ストーマ、介護用品等)や器具類を使用している場合、福祉用具や器具類を使用し排便を行う際に、介助等が必要ですか。		用具等の準備から後始末まで介助等を必要とせず、自分自身で全て行える。
			介助等が必要。 ※声かけ、見守り、介助の量は不問。

3. ズボン等の着脱

・トイレ動作に付随するズボンやパンツ等の着脱行為をいう。
時候に合った衣服の選択・準備・手渡し等、着脱までの行為は含まない。

問7	着脱動作を行う場合、声かけや見守り、介助（以下、「介助等」という。）が必要ですか。 ※朝夕の時間帯や本人の体調による変動がある場合、一番多くみられる状態で判断。		介助等を必要とせず、自分自身で全て行える。
			介助等が必要。 ※声かけ、見守り、介助の量は不問。 認知症等により自己判断ができない場合を含む。
問8	着脱動作において福祉用具（補装具や介護用品等）や器具類を使用している場合、福祉用具や器具類を使用し着脱を行う際に、介助等が必要ですか。		用具等の準備から後始末まで介助等を必要とせず、自分自身で全て行える。
			介助等が必要。 ※声かけ、見守り、介助の量は不問。
問9	着脱しやすいズボン等を使用している場合、着脱しやすいズボンの着脱において、介助等が必要ですか。		介助等を必要とせず、自分自身で全て行える。
			介助等が必要。 ※声かけ、見守り、介助の量は不問。 認知症等により自己判断ができない場合を含む。
問10	その他、日頃からズボン等をはかない場合や、浴衣タイプの衣服を着ているため、ズボンを着脱する機会が無い場合がありますか。		ある。
			無い。

以上